

大阪キリスト教短期大学「産官学連携推進センター」におけるボランティア団体紹介に関する方針

大阪キリスト教短期大学では、以下に該当する学外ボランティア募集团体の活動を学生に紹介します。

- 1、公益・公共性が高い活動
- 2、営利を目的としない活動
- 3、活動にあたり、危険性がないと判断される活動。
- 4、受け入れた学生に対して、教育的配慮を伴った対応をする活動。

(1) ボランティア募集の受付

- ① 初めてボランティア活動を募集する団体は、「団体の責任者の名刺」、「組織概要が分かるパンフレット等」および「ボランティア募集チラシ (A4 サイズ)」を持参のうえ、来室をお願いします。(教育委員会、本学が協定を結んでいる地方自治体などの公共機関の場合はこの限りではありません。)

- ② 来室時に所定の「ボランティア募集团体登録用紙」に記入をお願いします。

- ③ 登録完了後、お預かりしたボランティア情報を、ポスター・チラシなどで学生に周知します。

ア、ボランティア募集团体には必要に応じて、規約、役員名簿、収支報告書、活動報告等の団体の実績が分かる書類などの提出をお願いすることがあります。あらかじめご了承ください。

イ、学生がボランティアを行った際に、募集条件と異なる状況が判明した場合、あるいは精神的・肉体的苦痛を受けた場合等には、そのボランティアの募集を停止するとともに、相応な賠償を請求することがあります。

ウ、個人からのボランティア募集は原則受け付けておりません。

(2) ボランティア募集团体、活動の選定基準

- ① ボランティア募集を行う団体の範囲

活動分野や範囲、法人格の有無は問いません。

(例) 公共機関、教育機関、NPO 団体、社会福祉法人、医療法人、学校法人、社団法人・財団法人等の公益法人など

- ② ボランティア団体の受け入れ体制について

ア、ボランティアの募集や受け入れの担当者が明確であること。

イ、有償活動と無償活動の明確な区別を示していること。

- ③ 以下に該当するものは受付できません。法令に違反するもの

ア、公序良俗に反するもの

イ、人体に有害なもの、危険が伴うもの

ウ、政治的・宗教的活動を主たる目的とするもの

エ、その他、本学が不適当であると判断するもの

(3) ボランティア受け入れ団体との申し合わせ

ボランティア受け入れ団体と「産官学連携推進センター」とは、以下の点を申し合わせ事項として確認します。

- ① ボランティア受け入れ団体はボランティア申込者に対し、活動内容や条件を提示し、その内容について両者の合意の上、活動を始めることとする。
- ② ボランティア受け入れ団体は活動を始めの前に、オリエンテーション等を実施し、活動に必要な情報や留意点をあらかじめ伝達し、活動が始まった後は、必要に応じて、研修・支援等を行うこととする。
- ③ ボランティア活動は、各団体ボランティア担当スタッフの責任指導のもと活動を行うこととする。
- ④ 次の内容を含むものについては紹介できないものとする。

ア、22時以降6時までの深夜早朝活動

イ、精神的、肉体的苦痛が心配されるもの

ウ、水泳監視、ベビーシッターおよび病人の介護等の人命にかかわることが予想されるもの

エ、車の運転

オ、本来、有資格者によってなされるべき活動

（４）免責事項

「産官学連携推進センター」で紹介するボランティア情報に関して発生したトラブルに対し、「産官学連携推進センター」では責任を負いかねます。あらかじめご了承ください。